

川口市立高等学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条 【名称及び事務局】

本会は、川口市立高等学校同窓会と称し、幹事による学校事務局を川口市立高等学校事務室内に置く。

第2条 【目 的】

本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 【事 業】

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 役員名簿の管理
- (2) 母校への支援活動
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

第4条 【会 員】

- (1) 本会は、会員をもって組織する。
- (2) 会員は、旧川口市立川口総合高等学校、旧川口市立川口高等学校、旧川口市立県陽高等学校及び川口市立高等学校の卒業生とする。
(尚、改称前の高等学校および定時制を含む。)

第3章 役 員 及 び 幹 事

第5条 【役 員】

本会は、次の役員を置く

会 長 1名 副会長 2名 本部役員 若干名 理 事 旧校卒業生及
び、本校各年度卒業生若干名
庶務会計 3名 監 事 3名

第6条 【幹 事】

幹事は学校職員とする。

幹 事 若干名

第7条 【職 務】

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
会長は、各会議において議長及び書記を任命する。(会長が議長を行う場合もある。)

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- (3) 本部役員は、本部役員会において、本会の事業活動を立案する。
本部役員会は、必要に応じて開催する。
- (4) 理事は、理事会において本部役員会の提案事項を審議する。
- (5) 庶務会計は、学校事務職員と協力し庶務会計を司り、理事会で現状の収支等を報告する。
- (6) 監事は、会計を監査し理事会及び総会で報告する。
- (7) 幹事は、本会の事業を支援遂行する。
- (8) その他、運営に必要な担当を設けることが出来る。

第8条 【選任】

役員及び幹事の選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本部役員会が理事の中からこれを推薦し、理事会の承認を得て選任する。
- (2) 副会長は、本部役員会が理事の中からこれを推薦し、理事会の承認を得て選任する。
- (3) 本部役員は、本部役員会が理事よりこれを推薦し、理事会の承認を得て選任する。
- (4) 理事は、卒業生から推薦し、理事会の承認を得て選任する。
平成30年度卒業生より、理事は卒業年度毎に全日制2名、定時制1名を卒業式前までに学年内で候補者を選任し、同窓会理事会に報告する。
報告を受けた理事候補者は理事会の承認をもって理事に選任する。
- (5) 庶務会計は、本部役員会が理事の中からこれを推薦し、理事会の承認を得て選任する。
- (6) 監事は、本部役員会が理事の中からこれを推薦し、理事会の承認を得て選任する。
- (7) 幹事は、校長、副校長、渉外担当職員及び事務職員を充てる。(校長一任)
- (8) その他、運営に必要な係、担当は、理事会の承認を得て選任する。
- (9) 役員及び係、担当選任にあたっては、兼務を妨げない。

第9条 【任期】

- (1) 会長、副会長、本部役員、理事、庶務会計及び監事の任期は5年とし、再任を妨げない。
- (2) 幹事の任期は校長に一任とする。

第4章 会議

第10条 【機関及び議決】

- (1) 本会の機関として、総会、理事会、及び本部役員会を置く。
- (2) 総会は、全ての会員をもって組織し、次の事項を報告する。
 - ア 事業活動、予算及び決算の報告。
 - イ 役員を選任及び解任の報告。
 - ウ 会則の変更報告。
 - エ 会費及び会員から徴収する金銭に関する事項の報告。
 - オ その他、理事会が必要と認める事項の報告。

- (3) 総会は、5年に1回開催する。必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (4) 理事会は、会長、副会長、本部役員及び理事をもって組織し、次の事項を審議する。
 - ア 総会に報告する事項。
 - イ 年度毎の事業計画案、予算案、事業実績、決算の承認。
 - ウ 会長、副会長以外の同窓会内役員及び担当の選任及び承認。
 - エ その他、本部役員会が必要と認める事項。
- (5) 本部役員会は、会長、副会長及び本部役員をもって組織し、次の事項を審議すると共に本会の事業活動を監督する。
 - ア 理事会に提案する事項。
 - イ その他、本部役員会が必要と認める事項。
 - ウ 重要事項の中で本会運営上必要と判断された場合、理事会の承認を待たずに本部役員会の適切な判断のもと審議し、承認された場合は実施出来るものとする。
- (6) 会議議決は会員出席者の三分の二以上とする。

第5章 会 計

第11条 【経 費】

- (1) 本会の経費は会員から徴収する会費及び寄付金をもってあてる。
 - 会費は終身会費とし、卒業時期に学校の卒業学年が纏めて同窓会へ納付するものとする。
- (2) 会費は卒業生一人につき、5,000円とする。
- (3) 会費の減免
 - 校長より会費の納入が困難と認められ、当該生徒の免除の申し入れがあった場合、同窓会費の免除を行うことが出来る。

第12条 【基 金】

- (1) 同窓会に、会費会計とは別に、「川口市立高等学校同窓会基金」（以下基金という）を設ける。
- (2) 基金は、旧市立三校閉校時、各校同窓会会計決算後の残金を基とする。
- (3) 基金は、会費会計とは別口座、別会計の管理とする。
- (4) 基金は、同窓会庶務会計担当及び学校事務局で会計管理を行う。
- (5) 基金の監査は、会費会計と同様、監事による監査を行う。
- (6) 基金は、同窓会事業の中で周年事業、記念事業、同窓会会館設置等、大きな金額の支出がある場合に利用出来ることとする。
- (7) 基金の中から同窓会事業として支出する場合は、理事会で充分協議の上決定する。
- (8) 基金は、会費会計の中から毎年定額の積立を行う。（平成30年度第5回理事会にて承認済。）尚、年度により会費会計予算で特別な事業等が発生する場合は、その年度に限り定額の積立を行わない場合がある。（年度事業計画、年度予算計画による。）

- (9) 前年度会費会計決算額で繰越金が多額になる場合は、必要に応じて理事会で協議の上、単年度に限り定額金額より多く積み立てをする場合もある。
- (10) 基金に積み立てる会費会計の定額金額は、必要に応じ変更する場合がある。尚、定額金額の変更をする場合は、理事会の承認を必要とする。

第13条 【会計年度】

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

第14条 【帳簿】

本会は、次の帳簿を管理する。

- (1) 同窓会役員名簿
同窓会役員名簿は、本会に関わる目的以外には利用しない。
- (2) 会計簿
- (3) 議事録（総会、理事会、本部役員会、等）
- (4) その他、必要と判断したもの。

第15条 【細則】

本会会則の他、必要に応じて細則を設け運用する。

- (1) 細則は理事会の承認をもって施行できる。
- (2) 迅速な判断が必要な案件が生じた場合は、細則に従って案件を処理する。
- (3) 慶弔については、川口市立高等学校同窓会細則 第15項による。
慶弔支給の対象は現、元役員とする。
- (4) その他、必要と判断したものについて、細則を設けることが出来る。

第16条 【連絡】

役員は、転居、改姓等の場合は、速やかに細則第2項にある「役員名簿管理者」へ連絡する。

附 則

この会則は、平成30年6月9日より施行する。

平成31年2月16日 改訂

2019年6月1日 改訂

2021年3月6日 改訂

2023年5月27日 改訂承認見込